

リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第31号

リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則

リハビリテーションセンター条例施行規則（平成5年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

| 改正前   | 改正後  |
|---|--|
| (利用料金)<br>第7条 次の各号に掲げる利用料金の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。）に定める1点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。<br>(1)～(12) [略]<br>(13) 文書料<br>ア 診断書<br>(ア)・(イ) [略]<br>(ウ) その他の診断書<br>a [略]<br>b 生命保険の給付に関する診断書 1通につき<br>823点<br>c [略]<br>イ～エ [略]<br>2・3 [略] | (利用料金)<br>第7条 次の各号に掲げる利用料金の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。）に定める1点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。<br>(1)～(12) [略]<br>(13) 文書料<br>ア 診断書<br>(ア)・(イ) [略]<br>(ウ) その他の診断書<br>a [略]<br>b 生命保険の給付に関する診断書及び自動車損害賠償責任保険の給付に関する診断書 1通につき<br>823点<br>c [略]<br>イ～エ [略]<br>2・3 [略] |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。  |  |

附 則

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- この規則による改正後のリハビリテーションセンター条例施行規則第7条第1項第13号の規定は、この規則の施行の日以後にされた申請に基づく診断書の作成に係る利用料金について適用し、同日前にされた申請に基づく診断書の作成に係る利用料金については、なお従前の例による。